

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月23日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県敦賀市泉171号5-7

氏名 北陸電力株式会社 敦賀火力発電所  
所長 内田 宏明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-24-1313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

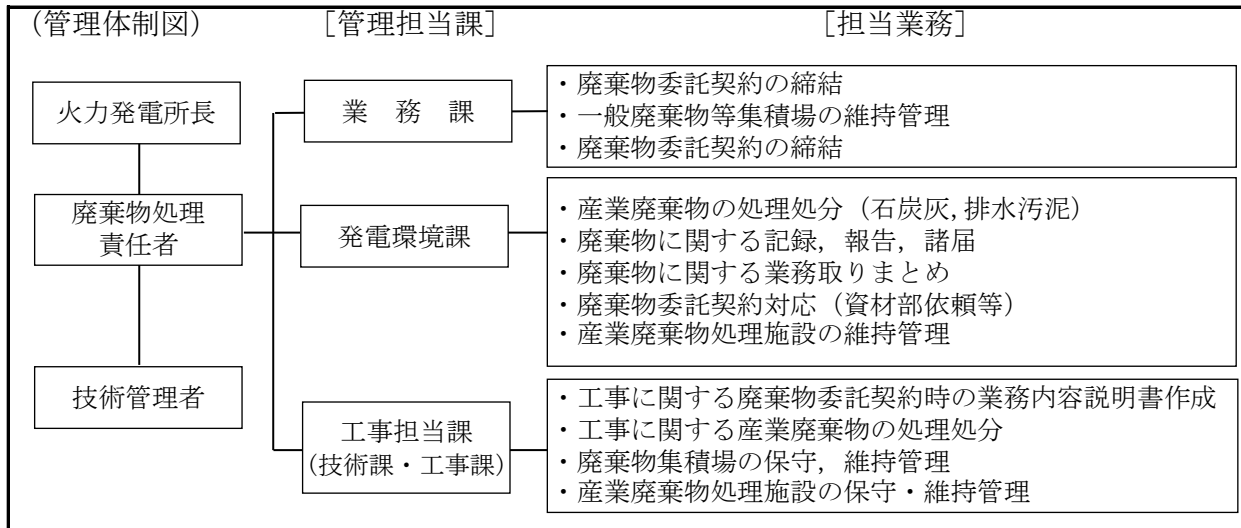
事業場の名称	北陸電力株式会社 敦賀火力発電所
事業場の所在地	福井県敦賀市泉171号5-7
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	F33 (電気業)
②事業の規模	発電電力量 7341GWh (令和4年度実績)
③従業員数	108人 (令和5年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 分別している産業廃棄物の種類 廃油、廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず (2) 分別に関する取組 自社をはじめ、協力会社や工事関係者に対して分別、回収の徹底を周知している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 分別している産業廃棄物の種類 廃油、廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず (2) 分別に関する取組 自社をはじめ、協力会社や工事関係者に対して、分別回収の周知徹底を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	5,638 t
	(これまでに実施した取組) ・石炭灰（燃え殻，ばいじん）について，セメント原料として再生利用及び直接再生利用量（有償分含む）の拡大を図り，自社埋立処分量の低減を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・石炭灰（燃え殻，ばいじん）について，セメント原料として再生利用及び直接再生利用量（有償分含む）の拡大を図る。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

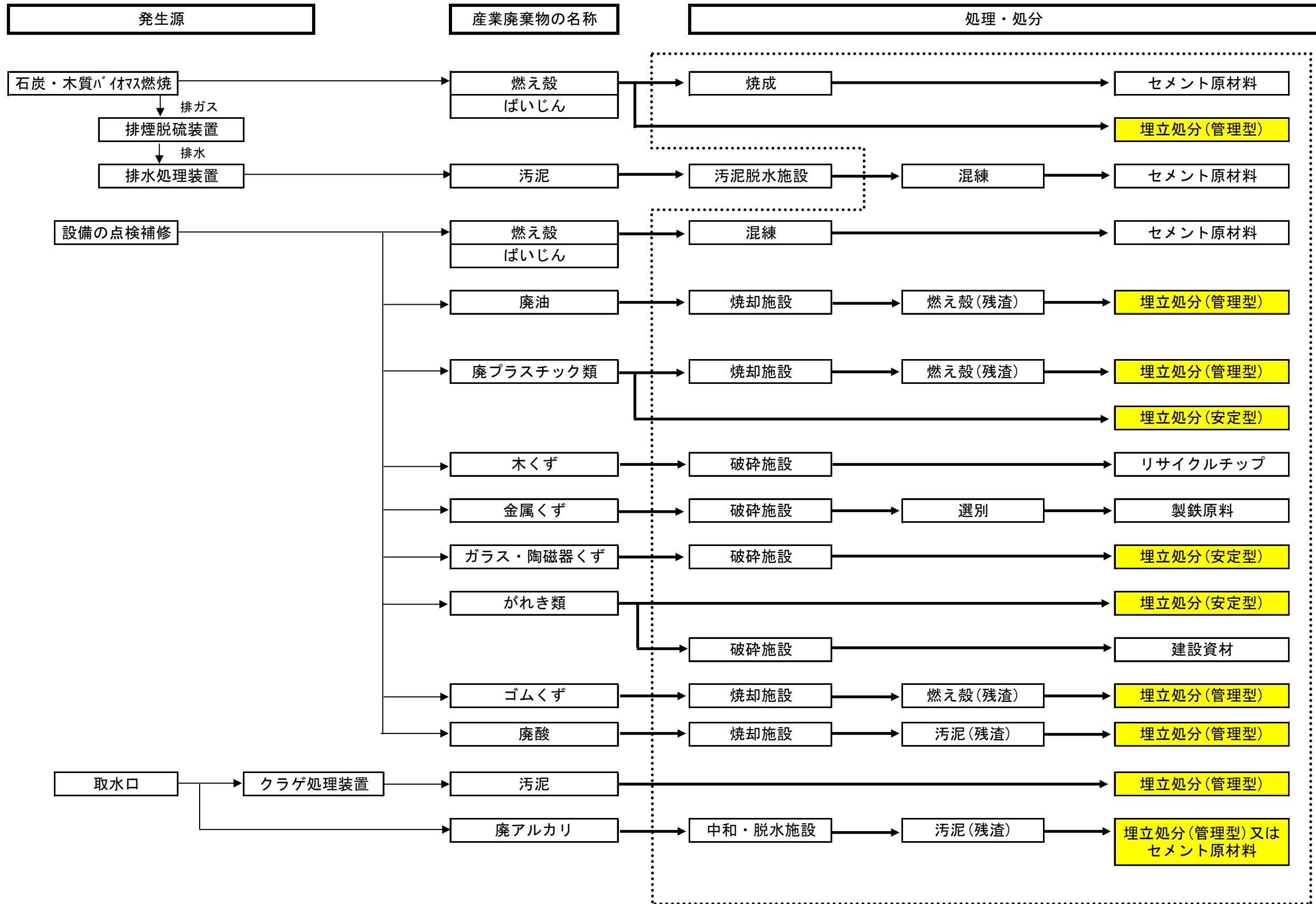
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①  
産業廃棄物の一連の処理の工程



..... は委託処理部分の範囲  
 → は廃棄物の流れ

## 別紙②

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック
	排出量	36,862 t	1,499 t	8 t	0 t	29 t	89 t
	これまでに実施した取組	土壌改良材等の直接再生利用量（有償物）の拡大に努めている。	セメント粘土代替として再生利用に努めている。	利用可能なものは、有償物として売却し最終処分量の低減に努めている。	なし	なし	なし
①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・陶磁器くず	がれき類	ばいじん	木くず
	排出量	0 t	4 t	233 t	31 t	216,092 t	37 t
	これまでに実施した取組	なし	破碎後、材質毎に分類し再生利用に努めている。	なし	利用可能なものは、破碎後、建設資材として再生利用に努めている。	セメント混和材等の直接再生利用量（有償物）の拡大に努めている。	破碎後リサイクルチップとして再生利用に努めている。
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック
	排出量	43,100 t	1,640 t	20 t	0 t	10 t	100 t
	今後実施する予定の取組	土壌改良材等の直接再生利用量（有償物）の拡大に努める。	セメント粘土代替として再生利用に努める。	利用可能なものは、有償物として売却し最終処分量の低減に努める。	なし	なし	なし
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・陶磁器くず	がれき類	ばいじん	木くず
	排出量	0 t	10 t	110 t	60 t	266,520 t	40 t
	今後実施する予定の取組	なし	破碎後、材質毎に分類し再生利用に努める。	なし	利用可能なものは、破碎後、建設資材として再生利用に努める。	セメント混和材等の直接再生利用量（有償物）の拡大に努める。	破碎後リサイクルチップとして再生利用に努める。



別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック
	全処理委託量	36,862 t	1,499 t	8 t	0 t	29 t	89 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	25,684 t	1,449 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11,179 t	50 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
これまでに 実施した取組	土壌改良材等の直接再生利 用量（有償物）の拡大に努 めている。	セメント粘土代替として再 生利用に努めている。	利用可能なものは、有償物 として売却し最終処分量の 低減に努めている。	なし	なし	なし	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・陶磁器くず	がれき類	ばいじん	木くず
	全処理委託量	0 t	4 t	233 t	31 t	210,454 t	37 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	218 t	0 t	104,253 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	4 t	0 t	31 t	106,201 t	37 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
これまでに 実施した取組	なし	破碎後、材質毎に分類し 再生利用に努めている。	なし	利用可能なものは、破碎 後、建設資材として再生 利用に努めている。	セメント混和材等の直接 再生利用量（有償物）の 拡大に努めている。	破碎後リサイクルチップ として再生利用に努めて いる。	

別紙④

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック
	全処理委託量	43,100 t	1,640 t	20 t	0 t	10 t	100 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	35,900 t	1,590 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7,200 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
今後実施する 予定の取組	土壌改良材等の直接再生利 用量（有償物）の拡大に努 める。	セメント粘土代替として再 生利用に努める。	利用可能なものは、有償物 として売却し最終処分量の 低減に努める。	なし	なし	なし	なし
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・陶磁器くず	がれき類	ばいじん	木くず
	全処理委託量	0 t	10 t	110 t	60 t	266,520 t	40 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	118,980 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	10 t	0 t	0 t	147,540 t	40 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
今後実施する 予定の取組	なし	破碎後、材質毎に分類し再 生利用に努める。	なし	利用可能なものは、破碎 後、建設資材として再生利 用に努める。	セメント混和材等の直接再 生利用量（有償物）の拡大 に努める。	破碎後リサイクルチップと して再生利用に努める。	破碎後リサイクルチップと して再生利用に努める。